

研究倫理に関する考察
——「所有権」と「正義」を中心に
(要旨)

広島大学大学院文学研究科
博士課程後期 人文学専攻
学生番号： D170437
氏 名： 余 佳城

本論文は、研究倫理が社会的な注目を集めている原因や背景を序章で簡潔に提示した上で、研究倫理に関してその差し迫った必要性や危惧される点とは、研究倫理を過度に主張するならば、次のような弊害をもたらしてしまうことである。例えば、著作権などの知的所有権に対する過度な権利主張や、研究者の萎縮、模倣の積極的効果を否定してしまうことといった弊害が挙げられる。よって、本論文では、以上の問題意識を持ちながら、研究倫理に対する哲学的考察を展開した。

第一章においては、研究倫理の基礎をなす情報倫理教育について考察した。まず、情報化社会の特徴は、情報が極めて価値あるものと普遍的に認識された点にある。情報倫理はその前身が専門家向けのコンピュータ倫理であったが、パソコンやスマートフォンなどの情報機器の普及の結果、一般市民に必要とされるようになった。情報倫理は天賦のものではなく、教育を通じて育成されるものである。また、情報倫理は年齢を問わず社会に生きるものとして当然要求されるものであり、しかも、乳児期に始まり、初等教育から高等教育を経て、社会人になってもなお学びし続けるべきものである。人々がもっている情報倫理観を議論するために、情報倫理教育を考察しなければならない。そのため、日中両国における情報倫理教育の現状を比較した。その比較から、次のことが判明した。すなわち、日本の情報倫理教育においては、発達の段階に応じてモラルの指導が進められ、日常モラルから知的所有権などの自他の権利の尊重に至る指導内容が初・中・高等教育に一貫しているのに対し、中国の情報倫理教育においては、情報活用という技術面での指導に偏り、情報倫理への指導が不足している。日中における現状の情報倫理教育が研究倫理に与える悪影響として、日本における知的所有権の過度な権利主張、中国においては知的所有権に対する意識不足が挙げられる。

第二章においては、研究倫理における知的所有権の問題を考察した。儒教の従師（師の教えに従う）の強い影響を受けた東洋においては、学問の基礎は師に対する「ものまね」にあるといえる。こうした「ものまね」を重視する東洋の文化では、西洋のような「著作権」や「知的所有権」などの「権利」概念が薄い。一方、西洋風の権利概念の東洋への受け入れは、所有権の過度な主張という問題が伴う。適当な知的所有権の権利主張のため、西洋における権利概念の変容に関する考察が有効である。そこで、西洋における権利の語源である「ius」が客観的権利概念から現代における個人主義的権利概念に変容した歴史を、ホッブズ、ロック、カント、ノージックの権利概念を通して考察した。「ius」はもともと、ローマ法に見られるような客観的な権利を含意しており、現代に見られるような個人主義的な権利概念（主観的な権利概念）ではなかった。中世キリスト教によって古代ギリシアにおける「人は国家的動物である」という意識から解放されたことによって、主観的な権利概念の萌芽が発生した。だが、その時点での権利概念は神という制限を加えられていたため、現代的で個人的な権利概念とはまだ言えなかった。後に、宗教改革、ルネサンス、啓蒙運動を通じて、人間はキリスト教の価値観から脱することができ、自由意志を持つ独立した存在であることに覚醒した。その結果、権利概念は神学に依拠しなくなり、個人主義的な権利概念となりつつあった。ホッブズは、人は自然状態における自然法によって個人の天賦的な自由由来した自己保存という自然権を有すると考えている。ロックは、このような自然権の思想を継承し、そ

こから出発して自己の所有物である労働を介して所有権が発生すると論じている。ロック説は物質的な所有物には適用されうるが、知的なものに対してはその無競争性や無排他性のため適用されえないという限界をもっている。しかし、カントの形而上学的権利概念は、占有を「感性的占有」と「理性的占有」とに分けて理性的占有が占有の本質であり、法的権利だとすることによって、ロック説の限界を乗り越えた。カントは、自由が自然法における自然権の核心たるものであるのと同じように、自由は人間の唯一の生来的権利だと主張している。ノージックは、そのような個人の自由を含意する権利をさらに徹底し、国家による侵害からそれを守ろうとしている。すなわち、個人は個人の保有物に権原をもち、いかなる理由であっても、それを侵害することは許されないのである。以上のように、ローマ法に見られたようなコモンウェルス含意の客観的な権利概念から、個人の生来的な自由を含意する主観的で個人主義的な権利概念に変化していた。こうした個人の生来的自由が現代における権利概念は依拠している。財産権はそのような権利概念の一例であるが、知的所有権はそうではない。仮に知的所有権を財産権と同一視すると、知的所有権に対する過度な権利主張に陥ってしまう。その結果、知識の伝播や文化の発展に悪影響をもたらしてしまう。特に、研究倫理に対する関心が高まっている現在では、そのような過度な権利主張に警戒しなければならない。

第三章においては、研究倫理における正義について考察した。研究に対する倫理的な関心は、科学は価値中立的であるかをめぐる論争を端緒とし、科学者に対して普通の市民以上の特殊な倫理が課せられるべきようになっていく。研究者倫理はそのような背景から登場した。一方、現代では、研究不正行為が氾濫していることを受け、研究倫理も研究者に課せられるべきものとなっている。研究倫理は、研究者倫理とは異なり、研究者に対する高い倫理性を要求するものではない。そのため、研究者倫理と研究倫理を区別する必要がある。その際、正義に関する長い論考の歴史において形成された正義の分類である実質的正義と形式的正義を手掛かりとし、研究者倫理と研究倫理との相違点を次のように述べた。研究者倫理は実質的正義にかかわる。当該の研究が悪い結果や影響を生み出すと予測できる場合には、ウェーバーの「責任倫理」の立場から、研究者に研究内容やその方向性の修正を求めることができる。研究者倫理は、研究者に責任ある研究者であることを求めており、責任ある研究者には情熱や責任感、判断力という三つの徳目が要求される。一方、研究倫理は形式的正義にかかわる。研究倫理は公正な手続きに関わるだけで、研究内容に関しては価値自由（没価値）である。また、価値自由は同時に学問の誠実さを研究者に課する。研究倫理と形式的正義の関係については、ロールズの正義論における原初状態によって根拠づけた。そして、研究倫理に深く関係している知的所有権制度の正義に関しては、ロールズの正義論から見た場合、現在の知的所有権制度は生産性を優先し、公平性にも配慮するという理念によって設計された正しいものであると結論した。

第四章においては、研究倫理と模倣の関係について考察した。日中両国における模倣の歴史的事実を概観したうえで、日本による模倣から中国が学ぶべき点を次の三点にまとめた。第一に、創造の土台としての単純模倣は許されるが、経済的利益のための単純模倣は許されない。第二に、模倣から創造への過程において、知的所有権に留意しなければならない。第三に、中国は留学生派遣の

際、中国の独自性やありように基づいて決められた必要な分野を優先して留学生を派遣すべきである。国だけでなく産業の発展史を見ても、模倣は発展に対して積極的な効果をもつことは明らかである。そのような文化の継承などの模倣の積極的効果を考慮すると、模倣は研究倫理とは必ずしも対立しないということが判明した。研究倫理が純粋に手続き上の問題であるのと同様に、模倣も手続き上の問題である。そうだとすると、純粋な手続きを踏まえない模倣の氾濫の原因について分析する必要がある。そのことは、今後の課題として研究をさらに進めたい。